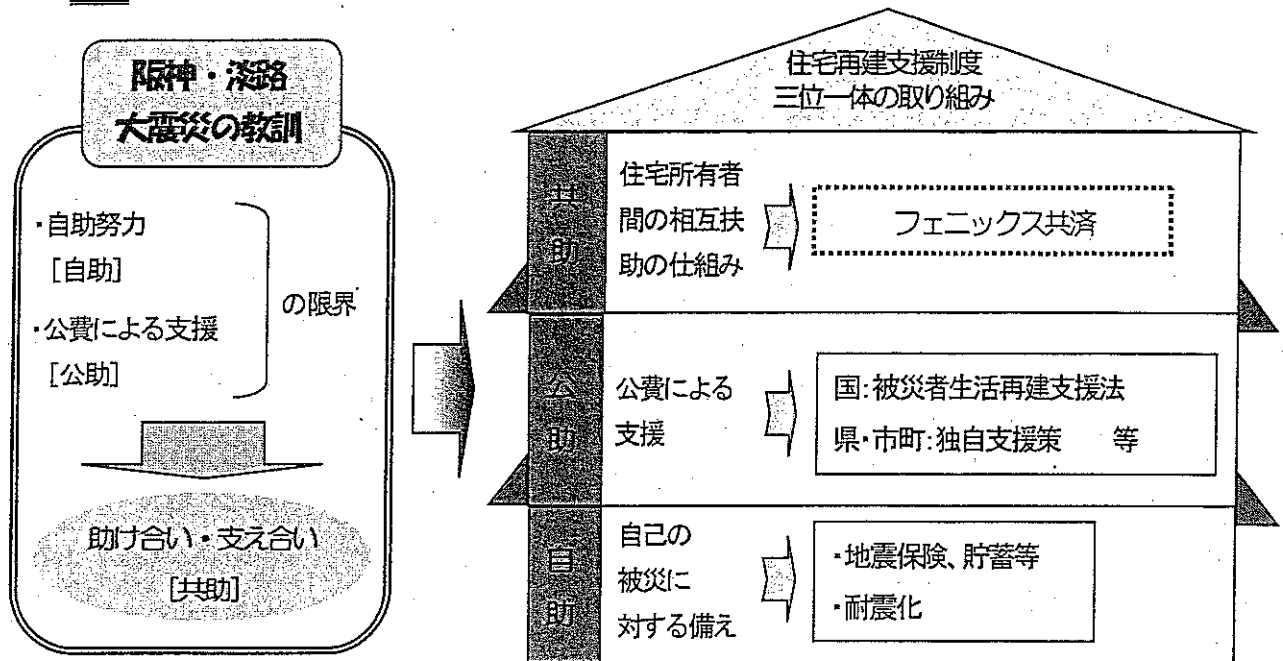


兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)のあらまし

1 趣旨

- (1) 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、「自助」「公助」の限界を埋める、「共助」の仕組みとして創設 [平成17年9月開始]
- (2) 自然災害からの被災者の早期復興と被災地の早期再生を目指して、兵庫県が条例に基づいて実施
- (3) 被災者の住宅の自力再建を支援する、県民の助け合い精神に基づく相互扶助の仕組みである共済制度



2 経緯

- 阪神・淡路大震災後、困難な課題に直面した被災地から、被災者の住宅再建を支援する仕組みの充実を求める声があがり、やがて全国へと波及
 - *平成8～9年: 兵庫県や全労済協会、日本生協連が中心となって国民会議を創設し、署名活動を展開 ⇒ 約2500万人の全国署名を内閣総理大臣あて提出 ⇒ 兵庫県が「総合的国民安心システム」を提唱
- このことが、平成10年の被災者生活再建支援法の成立とその後の改正、そして平成17年の兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の創設へとつながる。

[フェニックス共済の制度創設・拡充の歩み]

- 平成17年 「兵庫県住宅再建共済制度条例」成立
⇒ 「住宅」を対象とする制度の開始(9月)
- 平成19年 「マンション共用部分」を対象とする制度の開始(10月)
- 平成22年 「家財」を対象とする制度の開始(8月)
- 平成26年 「住宅」「マンション共用部分」の給付対象を、一部損壊(損害割合10%以上)まで拡充する特約制度の開始(8月)

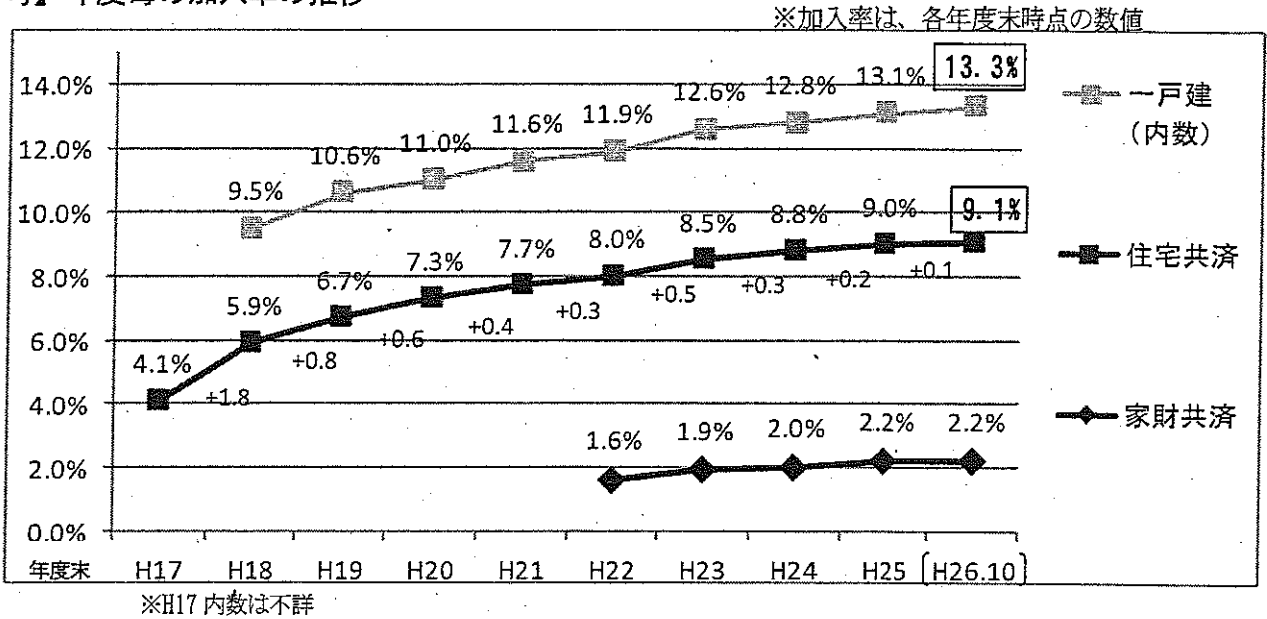
兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入・給付状況

1 加入状況（平成26年10月31日現在）

(1) 加入戸数（加入率）

- ① 住宅再建共済制度 161,963戸（9.1%）
 一部損壊特約 68,675戸（*42.4%） *住宅再建に対する特約の加入率
- ② 家財再建共済制度 45,517戸（2.2%）

【参考】年度毎の加入率の推移



2 給付実績（平成26年10月31日現在）

(1) 給付金額（給付戸数）

- ① 住宅再建共済 520,500千円（266戸）
- ② 家財再建共済 11,250千円（64戸）
- 合計 (①+②) 531,750千円（330戸）

(2) 年度別・自然災害別給付実績

（単位：千円）

区分	名称	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
住宅共済	平成21年台風第9号災害等	242,700	86,500	38,000	35,000	28,000	17,100	447,300
	平成23年台風第12号災害			3,500				3,500
	平成24年2月雪害			2,000	6,500			8,500
	平成24年4月3日強風・豪雨				4,000			4,000
	平成25年4月13日淡路島を震源とする地震					28,600	19,000	47,600
	平成25年台風第18号災害					6,100		6,100
	平成26年2月雪害						500	500
	平成26年8月豪雨災害						3,000	3,000
	小計	242,700	86,500	43,500	45,500	62,700	39,600	520,500
家財共済	平成23年台風第12号災害			6,250	150		150	6,550
	平成23年台風第15号災害			750				750
	平成24年4月3日強風・豪雨				650			650
	平成24年台風第4号災害				150			150
	平成25年4月13日淡路島を震源とする地震					1,500	250	1,750
	平成25年台風第18号災害					800		800
	平成26年8月豪雨災害						450	450
	平成26年9月11日豪雨						150	150
	小計	0	0	7,000	950	2,300	1,000	11,250
	合計	242,700	86,500	50,500	46,450	65,000	40,600	531,750

【参考】市町別加入状況（住宅再建共済）

（単位：戸）

区分	平成26年10月末		【参考】平成26年3月末		【参考】平成25年3月末	
	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率
神戸市	35,185	7.1%	34,864	7.0%	34,073	6.8%
東灘区	4,453	6.1%	4,399	6.0%	4,095	5.6%
灘区	3,016	5.8%	2,986	5.8%	2,881	5.6%
兵庫区	2,197	5.3%	2,250	5.4%	2,282	5.5%
長田区	2,479	6.9%	2,448	6.8%	2,368	6.5%
須磨区	3,495	6.6%	3,552	6.7%	3,688	7.0%
垂水区	5,472	8.2%	5,289	7.9%	5,196	7.8%
北区	5,002	8.0%	4,885	7.8%	4,781	7.7%
中央区	3,619	7.9%	3,688	8.0%	3,574	7.8%
西区	5,452	7.9%	5,367	7.8%	5,208	7.6%
阪神南	19,290	5.8%	18,814	5.6%	18,307	5.5%
尼崎市	7,676	4.7%	7,521	4.6%	7,065	4.3%
尼崎市	9,070	6.4%	8,821	6.2%	8,813	6.2%
芦屋市	2,544	8.4%	2,472	8.2%	2,429	8.0%
阪神北	15,360	6.8%	15,048	6.7%	14,180	6.3%
伊丹市	3,930	6.5%	3,880	6.4%	3,794	6.3%
宝塚市	4,829	6.6%	4,760	6.5%	4,514	6.2%
川西市	3,711	7.1%	3,585	6.8%	3,183	6.1%
三田市	2,078	6.6%	2,029	6.5%	1,903	6.1%
猪名川町	812	9.2%	794	9.0%	786	9.0%
東播磨	26,136	11.7%	25,780	11.5%	25,455	11.4%
明石市	9,570	10.1%	9,432	9.9%	9,357	9.9%
加古川市	10,040	12.5%	9,923	12.3%	9,798	12.2%
高砂市	3,906	13.7%	3,841	13.4%	3,785	13.2%
稲美町	1,140	12.1%	1,128	12.0%	1,128	12.0%
播磨町	1,480	13.6%	1,456	13.4%	1,387	12.8%
北播磨	10,470	12.9%	10,250	12.6%	10,073	12.4%
西脇市	1,390	10.5%	1,272	9.6%	1,268	9.6%
三木市	3,170	12.8%	3,151	12.7%	3,098	12.5%
小野市	2,832	21.6%	2,765	21.1%	2,712	20.7%
加西市	1,280	9.7%	1,273	9.6%	1,223	9.2%
加東市	1,041	9.9%	1,041	9.9%	1,023	9.7%
多可町	757	12.2%	748	12.0%	749	12.0%
中播磨	17,845	9.5%	17,488	9.3%	16,975	9.0%
姫路市	15,269	8.8%	15,011	8.6%	14,578	8.4%
市川町	860	21.2%	855	21.0%	835	20.6%
福崎町	852	14.1%	833	13.8%	808	13.4%
神河町	864	23.5%	789	21.5%	754	20.5%
西播磨	14,813	18.1%	14,758	18.0%	14,653	17.7%
相生市	1,691	15.8%	1,690	15.8%	1,702	15.5%
たつの市	5,011	21.5%	5,008	21.5%	5,008	21.5%
赤穂市	1,722	11.2%	1,716	11.1%	1,655	10.7%
宍粟市	2,359	20.3%	2,343	20.2%	2,317	20.0%
太子町	1,387	14.8%	1,375	14.7%	1,362	14.6%
上郡町	762	13.8%	756	13.6%	736	13.3%
佐用町	1,881	31.8%	1,870	31.7%	1,873	31.7%
但馬	8,740	15.8%	8,632	15.6%	8,541	15.4%
豊岡市	4,246	16.7%	4,181	16.4%	4,126	16.2%
養父市	1,314	16.5%	1,301	16.3%	1,304	16.4%
朝来市	1,379	13.2%	1,358	13.0%	1,326	12.7%
香美町	981	15.4%	980	15.4%	970	15.3%
新温泉町	820	16.0%	812	15.8%	815	15.9%
丹波	4,506	13.4%	4,351	13.0%	4,290	12.8%
篠山市	1,690	12.5%	1,635	12.1%	1,612	11.9%
丹波市	2,816	14.0%	2,716	13.5%	2,678	13.3%
淡路	9,618	20.8%	9,328	20.2%	8,897	19.3%
洲本市	3,366	20.0%	3,236	19.3%	3,097	18.4%
南あわじ市	3,932	25.8%	3,829	25.2%	3,670	24.1%
淡路市	2,320	16.4%	2,263	16.0%	2,130	15.0%
合計	161,963	9.1%	159,313	9.0%	155,444	8.8%

※ 加入戸数には、管理組合加入の該当戸数分を含む。

「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」の特長

① 「兵庫県が実施する安全・安心の仕組み」

兵庫県が、条例に基づいて実施する「安全・安心」な共助の仕組み

② 「あらゆる自然災害へ対応」

地震や津波はもちろん、台風や集中豪雨、地滑り、豪雪、竜巻等あらゆる自然災害による住宅・家財の被害が対象

「一部損壊特約」の創設に伴い、“より身近な自然災害への備え”が充実

③ 「定額負担・定額給付(小さな負担で大きな支援)」

住宅の規模、構造、築年数等に関わりなく、一律・定額の共済負担金(住宅5千円+特約500円)で加入でき、市町の罹災証明書と被災加入者の再建方法に応じて、定額の給付金(住宅:最高600万円)が受けられる「わかりやすく有利」な内容

※ 両共済の加入や複数年一括支払いによる共済負担金の割引制度あり

④ 「他の保険・共済と関係なく加入・給付」

本共済は、「保険」や「損害保険」に該当しないため、地震保険や他の損害保険・共済と同時に加入することもできるし、他の保険給付とは関係なく、定額の給付を実行

※ 民間の損害保険等への加入に際し、事前告知事項には該当しない。

一方、当共済制度の負担金は、地震保険料控除の対象外

⑤ 「簡単な加入手続と迅速な給付、丁寧な説明」

本共済は、

- ① 県内最寄りの郵便局やインターネット(+スマートフォン)でも加入が可能
- ② 被害を受けた場合には、基金事務局と県・関係市町との協力・連携のもと、機動的な情報収集と被災加入者への可能な情報の提供、そして迅速な給付を実行

兵庫県住宅再建共済制度『一部損壊特約』の概要

1 加入対象者

住宅再建共済制度加入者(但し、「3(2)マンション共用部分再建共済制度」の加入者は、マンション管理組合等)のうち、特約の上乗せを希望する者

※・特約のみに加入いただくことはできません。

・現行の住宅再建共済(本体)に加入されていない方は、特約と併せて同時に加入いただくことができます。

★「一部損壊特約」には本年10月末現在で、住宅再建共済(本体)加入者のうち約42%が加入済

2 対象となる被害

一部損壊(損害割合10%以上)※20%以上は半壊認定

※市町が実施する住家の被害認定(り災証明書)に基づく

3 共済負担金と共済給付金

(1) 住宅再建共済(マンションの専有部分を含む)

ア 共済負担金

年額500円(共済負担金5,000円にプラス500円の負担)

※年度途中に加入の場合は月数に応じて計算

イ 共済給付金

区 分	本体(現行分)			特約(拡充分) 一部損壊 (損害割合10%以上)
	全 壊	大規模半壊	半 壊	
建築又は購入した場合	600万円			25万円
補修した場合	200万円	100万円	50万円	25万円
建築若しくは購入又は補修をせずに賃貸住宅に入居した場合等	10万円			10万円

(2) マンション共用部分再建共済

ア 共済負担金

年額250円(共済負担金2,400円にプラス250円の負担)に対象マンションの住戸数を乗じた額

※年度途中に加入の場合は月数に応じて計算

イ 共済給付金

区 分	本体(現行分)			特約(拡充分) 一部損壊 (損害割合10%以上)
	全 壊	大規模半壊	半 壊	
建築した場合	300万円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)			12万5千円× 新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)
補修した場合	100万円× 加入時の住戸数	50万円× 加入時の住戸数	25万円× 加入時の住戸数	12万5千円× 加入時の住戸数

4 施行日 平成26年8月1日

※加入日は、共済基金に到達した日となります。

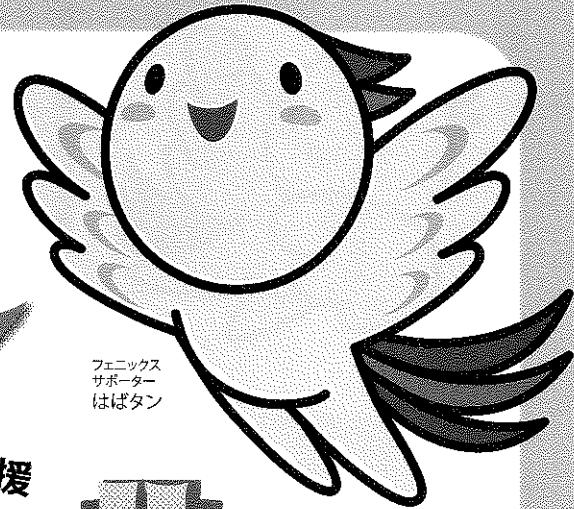
☆上記の住宅再建共済の他、『家財再建共済』(平成22年8月施行)もあります。

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊（損害割合10%以上20%未満）を給付対象とする制度（一部損壊特約）が平成26年8月1日からスタートしました。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。



フェニックス
サポーター
はばタン

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度

年額**5,000円**で
最大**600万円**
の給付

分譲
マンションに
お住まいの方
も入れます

※市町が発行するり災証明書で半壊以上の
認定に限ります



県内にお住まいの方の
家財再建共済制度

年額**1,500円**で
最大**50万円**
の給付

借家（賃貸、
社宅等）に
お住まいの方
も入れます

※市町が発行するり災証明書で半壊以上
又は床上浸水の認定に限ります

さらにワンコインで
追加加入できます♪



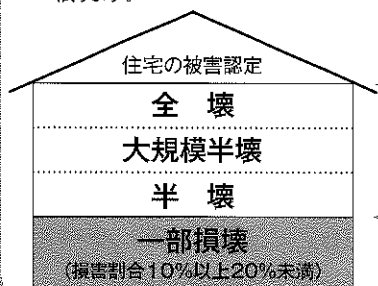
住宅再建共済制度に上乗せ加入でもっと安心!!

※一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度（一部損壊特約）

年額**500円**で補修時等に**25万円**の給付

※市町が発行するり災証明書で一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の認定に限ります。



これまでの住宅再建共済制度の給付対象

年額5,000円で最大600万円

一部損壊特約で給付対象となる部分

年額500円で補修時等に25万円

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊（損害割合10%以上20%未満）について、年額500円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートしました。

平成26年
8月1日
スタート!!

安心を 共に育む フェニックス共済

フェニックス共済は兵庫県が条例に基づいて実施する 「安全」・「安心」の制度です。

フェニックス共済の
大きな特色だよ!



- 1 地震、津波、風水害、豪雪、竜巻などあらゆる自然災害が対象です。
- 2 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。
- 3 住宅の築年数や規模等と関係なく、定額負担で定額給付です。

フェニックス共済の概要

住宅再建共済制度

加入者	県内に住宅をお持ちの方	
負担金	年額5,000円	
対象	県内に存在する住宅	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	半壊以上で建築・購入※	600万円
	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
	半壊以上で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円 (居住確保給付金)

家財再建共済制度

加入者	県内にお住まいの方	
負担金	年額1,500円	
対象	県内に存在する住宅にある家財	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	全壊で購入・補修	50万円
	大規模半壊で購入・補修	35万円
	半壊で購入・補修	25万円
	床上浸水で購入・補修	15万円

住宅再建共済制度

- ※ 県外での建築・購入の場合は、300万円になります。
- ※ 賃貸住宅等については、その所有者が加入できますが、次の制約があります。
 - ① 県外で建築・購入する場合には給付金の支給対象となりません。
 - ② 居住確保給付金の給付対象となりません。



一部損壊特約

加入者	住宅再建共済制度加入者のうち希望される方	
負担金	年額500円(住宅再建共済負担金に追加)	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修した場合	25万円
	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入・補修などをせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円 (居住確保給付金)

平成26年
8月1日
スタート!!

※ 県外での建築・購入の場合は12万5千円になります。

※一部損壊特約は損害割合10%以上20%未満が給付対象となります。
半壊以上については、従来の住宅再建共済制度の給付対象となります。



住宅再建共済と家財再建共済の同時加入や、複数年一括支払い加入(3・5・10年)により割引があります。詳しくは下記までお問い合わせいただくか基金HPをご覧ください。



兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課
☎078-362-4339(平日9:00~17:00)



(公財)兵庫県住宅再建共済基金
☎078-362-9400(平日9:00~17:00)

フェニックス共済

検索

ひょうご安全の日推進県民大会(11月17日)にご出席の皆様へ

フェニックス共済の加入促進への
取組みについてのお願い

いつもフェニックス共済の普及啓発・加入促進についてご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

既に多くの団体で多彩な取組みをいただいているところですが、本大会を機に、年度後半に向け、一層の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、下記の事項等について改めてご検討をいただき、ご支援・ご協力をいただける内容を、《裏面》の連絡票等によりお知らせいただきますようお願いいたします。


記

(加入促進のための取組みとして検討をお願いしたい事項)

- 1 総会、役員会、研修会、各種会議、大会等における制度説明機会の提供、パンフレット等関係資料の配布など
- 2 職員、会員等へのパンフレット・チラシの配布・回覧、加入の呼びかけ
- 3 事業所、店頭、食堂、ホール等におけるパンフレット・チラシの配備
- 4 社内報や機関誌、広報誌等への制度紹介記事の掲載
- 5 フェニックス共済HPへのリンク設定(バナー設定ほか)
- 6 防災訓練時のメニューとして制度の紹介及び啓発の組み込み

これから新たな取組みをお願いできる場合は、その内容や必要な資材等について、[裏面]の連絡票によりFAXなどでお知らせください。

(連絡・問合せ先) (公財)兵庫県住宅再建共済基金(フェニックス共済)

tel078-362-9399 fax078-362-9405  検索 フェニックス共済

【発信者】 <団体名> _____

<担当者氏名> _____

<連絡先住所> _____ <同左Tel> _____

『フェニックス共済に係る取組事項』連絡票

I：フェニックス共済に係る取組みとして実施する事項

※下記の取組みを実施いただける場合は番号を○印で囲んでください。

- 1 ⇒・総会、役員会、研修会、各種会議、大会等における制度説明機会の提供、パンフレット等関係資料の配布など
[開催日時・内容等： _____]
- 2 ⇒・職員、会員等へのパンフレット・チラシの配布・回覧、加入の呼びかけ
- 3 ⇒・事業所、店頭、食堂、ホール等におけるパンフレット・チラシの配備
- 4 ⇒・社内報や機関誌、広報誌等への制度紹介記事の掲載
- 5 ⇒・フェニックス共済HPへのリンク設定（バナー設定ほか）
- 6 ⇒・防災訓練時のメニューとして制度の紹介及び啓発の組み込み
- 7 ⇒・上記のほかに実施する取組み(例：イベントへのブース出展など)
[取組み内容等： _____]

II：Iの取組みの実施にあたり必要となる事項等

①パンフレット(加入申込書付)・チラシの送付など

※必要部数、送付先などを記載してください。

◇パンフレット _____ 部 ◇チラシ _____ 部

[送付先] _____

[送付希望時期] _____

②①の外、制度説明のための基金職員の派遣や紹介記事の提供など

※必要なことを記載してください。

[お願い]・何なりと下記の連絡・問合せ先までご相談いただきますようお願いします。

(連絡・問合せ先) (公財)兵庫県住宅再建共済基金 (フェニックス共済)

tel078-362-9399

fax078-362-9405